

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第509号 損害賠償請求事件
令和3年(ワ)第254号 損害賠償請求事件
令和3年(ワ)第263号 損害賠償請求事件

原告 大 江 須 美 外31名

被告 西 予 市 外2名

準備書面(7)

令和4年5月16日

松山地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告西予市代理人弁護士 松 本



1、過失と結果との間の相当因果関係

国賠法に基づく損害賠償の請求であろうと、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求であろうと、損害賠償請求をする者は、過失の存在の主張立証と、過失と結果との間の相当因果関係の存在の主張立証を、具体的に明確にしなければならない。それは、人損の場合であろうと物損の場合であろうと、必要な法的要件である。

2、ところで、本件西予市に対する請求として、原告らは、色々な事由をあげて西予市職員に過失があったと主張している。その主張内容は、既に何度も述べられているところであるが、被告西予市は、いずれもこれを否認している。そして丁B2号証で明らかになっているように、肱川の氾濫により水害を被った野村町内の住民の殆どの者が何らかの形の避難をしている事実があり、このことは、被告西予市側に

過失がなかったからこそ、これほど多くの住民が避難出来たと推認出来る。その一事をみても被告西予市職員に避難について過失は認められないということになるであろう。

- 3、次に、仮に何らかの過失があったと仮定しても、その過失と市民の死亡との間に相当因果関係が認められなければならない。その点につき、原告らは具体的に明らかにしていない。

氾濫した川の水が流れてきて、それに足をとられて避難しようにも出来なくて死亡したという主張では、具体的過失内容、具体的相当因果関係の発生の説明にはなっていない。避難指示が全く聞こえていなかったとか、戸別訪問もされていなかったとか、戸別訪問はされたが、その訪問時刻が遅くて避難しようにも既に水があふれて、それに足をとられて逃げようにも逃げられなかったとか、具体的に亡くなった原因とその結果との因果の流れを明らかにしなければ、損害賠償請求をする要件を欠いているといわざるを得ない。

- 4、念のために付言すると、原告らは、物損の発生についても、過失内容と因果関係を具体的に明らかにしなければならない。被告西予市の職員にどのような過失があったから物損が生じたか具体的因果関係の説明がない。例えば、被告西予市職員にどのような過失があったために、建物が水に流されて壊されたとかを具体的に明確にすべき責任があるのに、それがされていない。

争点整理をするに当たり、以上の点も強く主張しておきたい。

以上が認められない場合は、損害論に入るまでもなく西予市に対する請求は理由がないといわざるを得ないであろう。